

指定管理者候補者の選定に係る  
審査について（答申）

令和4年11月

ふじみ野市指定管理者選定委員会

— 目次 —

|   |                    |       |    |
|---|--------------------|-------|----|
| 1 | 審査概要               |       |    |
|   | (1) 募集及び申請概要       | ..... | 2  |
|   | (2) 審査経過           |       |    |
|   | (3) 選定基準           | ..... | 3  |
|   | (4) 評価方法           |       |    |
|   | (5) 審査結果概要         | ..... | 4  |
|   | (6) 総評             |       |    |
| 2 | 審査詳細               |       |    |
|   | (1) ふじみ野市立文化施設     | ..... | 5  |
|   | (2) ふじみ野市立放課後児童クラブ | ..... | 7  |
|   | (3) ふじみ野市立図書館      | ..... | 10 |
|   | 委員名簿               | ..... | 12 |
|   | (別紙) 指定管理者選定基準     |       |    |

# 1 審査概要

## (1) 募集及び申請概要

令和5年度から指定期間が開始となる施設の指定管理者の募集及び申請概要は、下記のとおりでした。

### ア 募集要項配布及び応募（申請）受付期間

| 施設名称           | 応募（申請）受付期間         |
|----------------|--------------------|
| ふじみ野市立文化施設     | 令和4年7月5日～令和4年8月22日 |
| ふじみ野市立放課後児童クラブ | 令和4年7月5日～令和4年8月22日 |
| ふじみ野市立図書館      | 令和4年7月5日～令和4年8月22日 |

### イ 応募（申請）状況

| 施設名称           | 指定期間                    | 指定区分 | 募集形式 | 応募（申請）団体数           |
|----------------|-------------------------|------|------|---------------------|
| ふじみ野市立文化施設     | 令和5年4月1日～<br>令和10年3月31日 | 新規   | 公募   | 4                   |
| ふじみ野市立放課後児童クラブ | 令和5年4月1日～<br>令和10年3月31日 | 更新   | 公募   | 6<br>〔東地区4<br>西地区2〕 |
| ふじみ野市立図書館      | 令和5年4月1日～<br>令和10年3月31日 | 更新   | 公募   | 1                   |

## (2) 審査経過

諮問（第1回委員会…6月27日）

令和5年度指定期間開始施設について、指定管理者候補者の選定に係る審査を行い、その結果を答申するよう市長より諮問を受けました。

募集要項確認（第1回委員会…6月27日）

指定管理者の募集に先立ち、募集要項その他募集書類（案）及び選定基準（案）について、施設所管課から説明を受け、審議しました。

一次審査（第2回委員会…10月11日）

各応募（申請）団体から提出された申請書類について、一次評価及び委員協議を行いました。

最終審査（第3回委員会…10月28日）

最終審査（第4回委員会…11月4日）

応募（申請）団体に対して、個別にヒアリング審査及び委員協議を行いました。

答申提出（11月10日）

### (3) 選定基準

| 施設名称           | 審査項目・配点     |         |             |          |          |      |          |     |
|----------------|-------------|---------|-------------|----------|----------|------|----------|-----|
|                | 平等<br>利用    | 公共<br>性 | 施設の<br>有効活用 | 物的<br>能力 | 人的<br>能力 | 事業収支 | 個別<br>事項 | 合計  |
| ふじみ野市立文化施設     | 確保されない場合は失格 | 15      | 40          | 15       | 15       | 15   | -        | 100 |
| ふじみ野市立放課後児童クラブ | 確保されない場合は失格 | 15      | 20          | 20       | 15       | 10   | 20       | 100 |
| ふじみ野市立図書館      | 確保されない場合は失格 | 15      | 20          | 15       | 20       | 20   | 10       | 100 |

### (4) 評価方法

#### ア 評価基準

評価に当たっては、各施設の選定基準に基づき、各応募（申請）団体について審査項目ごとに、次に掲げる評価基準を判定しました。

評価は、審査の過程において適宜見直すものとししました。

| 評価段階                     | 評価基準  |
|--------------------------|---|
| A 仕様書を上回っている             | 仕様書で示された水準を上回るサービスが提供され、優れた(魅力的・独創的等)提案内容と思われる。 |
| B 仕様書を確実に満たしている          | 仕様書で示された水準を確実に満たすサービスが提供される提案内容と思われる。           |
| C 工夫の余地はあるが、仕様書を概ね満たしている | 仕様書で示された水準を概ね満たすサービスが提供されるが、工夫の余地がある提案内容と思われる。  |
| D 仕様書からやや劣る              | 仕様書で示された水準にやや達せず、再検討が必要な提案内容と思われる。              |
| E 不適格                    | 仕様書で示された水準に達する見込みがない、又は逸脱した提案内容と思われる。           |

## イ 点数換算

① 審査項目ごとに、評価段階に応じた配点比率に基づく点数換算を行いました。

| 配点比率   | A    | B   | C   | D   | E  |
|--------|------|-----|-----|-----|----|
| 審査項目配点 | 100% | 80% | 60% | 40% | 0% |
| 30点    | 30   | 24  | 18  | 12  | 0  |
| 25点    | 25   | 20  | 15  | 10  | 0  |
| 20点    | 20   | 16  | 12  | 8   | 0  |
| 15点    | 15   | 12  | 9   | 6   | 0  |
| 10点    | 10   | 8   | 6   | 4   | 0  |
| 5点     | 5    | 4   | 3   | 2   | 0  |

② 点数換算後の合計点を最終的な得点（100点満点）としました。

### (5) 審査結果概要

最終得点を踏まえた委員協議により、指定管理者候補者として適当と認められる団体について、次のとおり推薦します。

（審査の詳細については、5ページ以降を参照してください。）

| 施設名称           | 指定管理者候補者として推薦する団体                                       |
|----------------|---|
| ふじみ野市立文化施設     | 日本環境マネジメント株式会社  |
| ふじみ野市立放課後児童クラブ | （東地区）シダックス大新東ヒューマンサービス株式会社<br>（西地区）特定非営利活動法人ふじみ野市学童保育の会 |
| ふじみ野市立図書館      | 株式会社図書館流通センター   |

### (6) 総評

今回の指定管理者候補者審査の対象施設は、ふじみ野市立文化施設が新たな施設であり、ふじみ野市立放課後児童クラブとふじみ野市立図書館が更新施設となりました。

公募においては、いずれの施設も経験が豊富な団体から申請がありましたので、施設の運営ノウハウについては概ね確保されていたと考えます。

審査に当たっては、各応募団体からの提出書類の審査を基本としつつ、全ての団体に対し、ヒアリング審査を実施しました。

結果として、文化施設については、他自治体において類似施設の運営実績がある応募事

業者が仕様書で示された水準を十分に満たし、総合的に最も高い評価を得たことにより、指定管理者として推薦することとなりました。放課後児童クラブについては、東地区・西地区ともに複数の事業者から応募がありましたが、現在の指定管理者が仕様書で示された水準を満たし、総合的に最も高い評価を得たことにより、現在の指定管理者を次期指定管理者候補者として推薦することとなりました。図書館については、1者のみの応募でしたが、現在の指定管理者が仕様書で示された水準を満たし、現在の運営についても十分な実績を上げていることから、現在の指定管理者を次期指定管理者候補者として推薦することとなりました。

## 2 審査詳細

### (1) ふじみ野市立文化施設

|       |  |
|-------|--|
| 所在地   | ①ふじみ野市立ステラ・イースト<br>ふじみ野市福岡一丁目1番8号<br>②ふじみ野市立ステラ・ウェスト<br>ふじみ野市大井中央二丁目1番8号 |
| 施設所管課 | 市民活動推進部文化・スポーツ振興課  |
| 指定期間  | 令和5年4月1日～令和10年3月31日（5年）  |
| 審査方法  | 書類審査及びヒアリング審査  |

#### ア 応募（申請）団体

- ・株式会社ケイミックスパブリックビジネス
- ・オーエンス・アイルグループ
- ・ふじみ野ステールライブプロジェクト
- ・日本環境マネジメント株式会社

#### イ 審査結果

##### (ア) 指定管理者候補者として推薦する団体

- ・指定管理者候補者 日本環境マネジメント株式会社

##### (イ) 推薦理由

ふじみ野市立文化施設の指定管理者の募集に対し、4団体から応募がありました。審査においては、日本環境マネジメント株式会社が他自治体において類似施設の開設時からの管理運営実績があることから、具体性のある事業計画の提案を行いました。また、市民参加型のワークショップなど、市の特性に合った独自性のある提案がなされており、総合的に最も高い評価を獲得しましたので、日本環境マネジメント株式会社を推薦することとしました。

## ウ 評価

選定基準における審査の視点等については、別紙「指定管理者選定基準」を参照してください。

|      | 審査項目    | 配点          | 株式会社ケイミックスパブリックビジネス | オーエンス・アイルグループ | ふじみ野ステールライプロジェクト | 日本環境マネジメント株式会社 |
|------|---------|-------------|---------------------|---------------|------------------|----------------|
| 共通事項 | 平等利用    | 確保されない場合は失格 | 合格                  | 合格            | 合格               | 合格             |
|      | 公共性     | 15          | 9                   | 9             | 9                | 12             |
|      | 施設の有効活用 | 40          | 32                  | 32            | 32               | 32             |
|      | 物的能力    | 15          | 12                  | 9             | 12               | 12             |
|      | 人的能力    | 15          | 9                   | 9             | 9                | 9              |
|      | 事業収支    | 15          | 9                   | 9             | 9                | 9              |
| 個別事項 | —       | -           | -                   | -             | -                | -              |
| 合計   |         | 100         | 71                  | 68            | 71               | 74             |

指定管理者候補者 日本環境マネジメント株式会社

## エ 附帯意見

本施設は指定管理者制度を新たに導入する施設です。新たに事業を展開するに当たり、市と指定管理者候補者で十分に連携するとともに、円滑に管理運営を行うための体制づくりを進めてください。また、指定管理者においては、創意工夫のもと利用者のニーズに沿った施設となるよう充実したサービスの提供に努めてください。

また、文化施設の建物及び設備について保守点検業務を行うSPCやステラ・ウェストに併設される新大井図書館の指定管理者とも連携を図り、安全かつ適正な管理体制を整えられるよう、モニタリング等を通じて日頃から施設の状況を把握できる体制を整えるとともに、第2期ふじみ野市文化振興計画が策定された際は、当該計画に沿った運営がなされるようにしてください。

(2) ふじみ野市立放課後児童クラブ

| 所在地          | 地区              | 施設の名称         | 所在地                |
|--------------|-----------------|---------------|--------------------|
|              | 東地区             | 福岡放課後児童クラブ    | ふじみ野市西原二丁目6番地1     |
|              |                 | 第2福岡放課後児童クラブ  | ふじみ野市西原二丁目6番地1     |
|              |                 | 第3福岡放課後児童クラブ  | ふじみ野市西原二丁目6番地1     |
|              |                 | 駒西放課後児童クラブ    | ふじみ野市駒西三丁目6番2号     |
|              |                 | 第2駒西放課後児童クラブ  | ふじみ野市駒西三丁目6番3号     |
|              |                 | 第3駒西放課後児童クラブ  | ふじみ野市駒西三丁目6番3号     |
|              |                 | 上野台放課後児童クラブ   | ふじみ野市福岡一丁目2番2号     |
|              |                 | 第2上野台放課後児童クラブ | ふじみ野市福岡一丁目2番2号     |
|              |                 | 第3上野台放課後児童クラブ | ふじみ野市福岡一丁目2番3号     |
|              |                 | 第4上野台放課後児童クラブ | ふじみ野市福岡一丁目2番3号     |
|              |                 | 西放課後児童クラブ     | ふじみ野市西二丁目10番25号    |
|              |                 | 第2西放課後児童クラブ   | ふじみ野市西二丁目8番7号      |
|              |                 | 元福放課後児童クラブ    | ふじみ野市元福岡三丁目15番2号   |
|              |                 | さぎの森放課後児童クラブ  | ふじみ野市駒林1263番地2     |
|              | 西地区             | 大井放課後児童クラブ    | ふじみ野市苗間40番地31      |
|              |                 | 第2大井放課後児童クラブ  | ふじみ野市苗間40番地31      |
|              |                 | 第3大井放課後児童クラブ  | ふじみ野市苗間40番地31      |
|              |                 | 鶴ヶ丘放課後児童クラブ   | ふじみ野市鶴ヶ岡一丁目3番1号    |
|              |                 | 第2鶴ヶ丘放課後児童クラブ | ふじみ野市鶴ヶ岡一丁目3番26号   |
|              |                 | 東原放課後児童クラブ    | ふじみ野市大井二丁目9番43号    |
|              |                 | 第2東原放課後児童クラブ  | ふじみ野市大井二丁目9番43号    |
|              |                 | 第3東原放課後児童クラブ  | ふじみ野市大井二丁目9番43号    |
|              |                 | 西原放課後児童クラブ    | ふじみ野市大井武蔵野1322番地4  |
|              |                 | 亀久保放課後児童クラブ   | ふじみ野市ふじみ野二丁目22番53号 |
|              |                 | 第2亀久保放課後児童クラブ | ふじみ野市ふじみ野二丁目22番53号 |
|              |                 | 第3亀久保放課後児童クラブ | ふじみ野市ふじみ野二丁目22番53号 |
| 三角放課後児童クラブ   | ふじみ野市亀久保1709番地1 |               |                    |
| 第2三角放課後児童クラブ | ふじみ野市亀久保1709番地1 |               |                    |
| 東台放課後児童クラブ   | ふじみ野市大井728番地3   |               |                    |
| 施設所管課        | こども・元気健康部子育て支援課 |               |                    |

|      |                         |
|------|-------------------------|
| 指定期間 | 令和5年4月1日～令和10年3月31日（5年） |
| 審査方法 | 書類審査及びヒアリング審査           |

## ア 応募（申請）団体

### （東地区）

- ・株式会社明日葉
- ・特定非営利活動法人ワーカーズコープ
- ・キャレオス株式会社
- ・シダックス大新東ヒューマンサービス株式会社

### （西地区）

- ・特定非営利活動法人ふじみ野市学童保育の会
- ・株式会社アンフィニ

## イ 審査結果

### （ア） 指定管理者候補者として推薦する団体

- ・指定管理者候補者（東地区）シダックス大新東ヒューマンサービス株式会社
- ・指定管理者候補者（西地区）特定非営利活動法人ふじみ野市学童保育の会

### （イ） 推薦理由

ふじみ野市立放課後児童クラブの指定管理者の募集に対し、東地区4団体、西地区2団体の計6団体から応募がありました。

審査においては、東地区については、現指定管理者であるシダックス大新東ヒューマンサービス株式会社がICTを活用した子どものための学習活動や、保護者とのコミュニケーションツールとしてのアプリの活用など、これまでの管理実績に基づいた具体的かつ市の実情を把握した提案が行われたため、総合的に最も高い評価を獲得しましたので、シダックス大新東ヒューマンサービス株式会社を推薦することとしました。

また、西地区については、現指定管理者である特定非営利活動法人ふじみ野市学童保育の会が、保護者会のリモート開催や全クラブでのWi-Fi整備など、多岐に渡るデジタル化の推進に関する取組など、これまでの管理実績に基づいた具体的かつ市の実情を把握した提案が行われたため、多くの審査項目で相対的に高い評価を獲得しましたので、特定非営利活動法人ふじみ野市学童保育の会を推薦することとしました。

ウ 評価

選定基準における審査の視点等については、別紙「指定管理者選定基準」を参照してください。

(東地区)

|      | 審査項目     | 配点          | 株式会社明日葉 | 特定非営利活動法人ワーカーズユープ | キャレオス株式会社 | シダックス大新東ヒューマンサービス株式会社 |
|------|----------|-------------|---------|-------------------|-----------|-----------------------|
| 共通事項 | 平等利用     | 確保されない場合は失格 | 合格      | 合格                | 合格        | 合格                    |
|      | 公共性      | 15          | 12      | 12                | 9         | 12                    |
|      | 施設の有効活用  | 20          | 16      | 16                | 12        | 16                    |
|      | 物的能力     | 20          | 16      | 16                | 12        | 16                    |
|      | 人的能力     | 15          | 12      | 12                | 9         | 12                    |
|      | 事業収支     | 10          | 6       | 6                 | 6         | 8                     |
| 個別事項 | 安全対策     | 20          | 16      | 16                | 12        | 16                    |
|      | 関連機関との連携 |             |         |                   |           |                       |
| 合計   |          | 100         | 78      | 78                | 60        | 80                    |

指定管理者候補者 シダックス大新東ヒューマンサービス株式会社

(西地区)

|      | 審査項目     | 配点          | 特定非営利活動法人ふじみ野市学童保育の会 | 株式会社アンフィニ |
|------|----------|-------------|----------------------|-----------|
| 共通事項 | 平等利用     | 確保されない場合は失格 | 合格                   | 合格        |
|      | 公共性      | 15          | 9                    | 9         |
|      | 施設の有効活用  | 20          | 16                   | 16        |
|      | 物的能力     | 20          | 16                   | 12        |
|      | 人的能力     | 15          | 12                   | 9         |
|      | 事業収支     | 10          | 8                    | 6         |
| 個別事項 | 安全対策     | 20          | 12                   | 12        |
|      | 関連機関との連携 |             |                      |           |
| 合計   |          | 100         | 73                   | 64        |

指定管理者候補者 特定非営利活動法人ふじみ野市学童保育の会

エ 附帯意見

東地区、西地区ともに指定管理者候補者は現在の指定管理者となりますので、本施設を長期にわたって管理している実績を活かして、これまでのサービス水準に留まることなく、更なる地域との連携を図り、現場で把握したニーズや課題に対応できるよう、より良い運営を目指してください。

市においては、児童の安全安心を第一に、事故の未然防止対策の指示を継続してください。また、両地区間でサービスの差が生じないように、それぞれの指定管理者と協議を行ってください。

なお、東地区及び西地区の指定管理者候補者は綿密な連携を図り、相互の利点を活かした運営を行ってください。

### (3) ふじみ野市立図書館

|       |   |
|-------|---|
| 所在地   | ①ふじみ野市立上福岡図書館<br>ふじみ野市上野台三丁目3番1号<br>②-1 現ふじみ野市立大井図書館（令和5年9月まで）<br>ふじみ野市大井中央二丁目19番5号<br>②-2 新ふじみ野市立大井図書館（令和5年10月以降）<br>ふじみ野市大井中央二丁目1番8号<br>③ふじみ野市立上福岡西公民館図書室<br>ふじみ野市上福岡五丁目2番12号 |
| 施設所管課 | 教育部社会教育課  |
| 指定期間  | 令和5年4月1日～令和10年3月31日（5年）   |
| 審査方法  | 書類審査及びヒアリング審査   |

#### ア 応募（申請）団体

- ・株式会社図書館流通センター

#### イ 審査結果

##### (ア) 指定管理者候補者として推薦する団体

- ・指定管理者候補者 株式会社図書館流通センター

##### (イ) 推薦理由

ふじみ野市立図書館の指定管理者の募集に対し、1団体から応募がありました。応募団体は現指定管理者であり、視聴覚障がい者の利用に対する配慮など、公平・平等な利用が保たれる提案がされました。また、ステラ・ウェストへの移転後の利用についても具体的な提案があり、実現性があること及び類似施設の運営実績も多くあり、図書館サービスについて十分な知見を有することから、本施設の目的に沿った継続的な運営が行われるものと考えられるため、株式会社図書館流通センターを推薦することとしました。

## ウ 評価

選定基準における審査の視点等については、別紙「指定管理者選定基準」を参照してください。

|      | 審査項目    | 配点          | 株式会社図書館流通センター |
|------|---------|-------------|---------------|
| 共通事項 | 平等利用    | 確保されない場合は失格 | 合格            |
|      | 公共性     | 15          | 12            |
|      | 施設の有効活用 | 20          | 16            |
|      | 物的能力    | 15          | 12            |
|      | 人的能力    | 20          | 16            |
|      | 事業収支    | 20          | 16            |
| 個別事項 | 近隣との協調性 | 10          | 8             |
| 合計   |         | 100         | 80            |

指定管理者候補者 株式会社図書館流通センター

## エ 附帯意見

指定管理者候補者は現指定管理者となりますので、本施設を長期にわたって指定管理している実績を活かして、これまでのサービス水準に留まることなく、より良い運営を目指すよう心掛けてください。

また、ふじみ野市立大井図書館は令和5年にステラ・ウェストへの移転が予定されていることから、移転後の利用に支障をきたすことのないよう、文化施設の指定管理者やSPCと綿密に連携を図り、円滑な施設の運営ができるよう努めてください。

## 令和4年度ふじみ野市指定管理者選定委員会委員名簿

| 氏名                 | 役職                         | 備考                                | 区分            | 任期  |
|--------------------|----------------------------|-----------------------------------|---------------|---|
| やまざき まさみ<br>山崎 正美  | 委員長                        | 一般財団法人<br>地方自治体公民<br>連携研究財<br>団理事 | 学識経験者         | (※R4.6.27～R4.7.10)<br>令和4年7月11日～<br>令和6年7月10日 |
| かねこ あきら<br>金子 明    | 副委員長                       | 総合政策部長                            | 市職員           | -   |
| ながおか まさみ<br>長岡 勝美  | 委員                         | 公認会計士                             | 学識経験者         | (※R4.6.27～R4.7.10)<br>令和4年7月11日～<br>令和6年7月10日 |
| よねむら よしかず<br>米村 芳一 | 委員                         | 総務部長                              | 市職員           | -   |
| いとう やすお<br>伊藤 裕夫   | 臨時委員<br>(文化施設)             | 日本文化政策学<br>会顧問                    | 施設に関する<br>識見者 | 令和4年6月27日～<br>当該施設の審議終了<br>まで                 |
| しんどう みなこ<br>進藤 美奈子 | 臨時委員<br>(文化施設)             | 声楽家                               | 施設に関する<br>識見者 | 令和4年6月27日～<br>当該施設の審議終了<br>まで                 |
| もとはし なおと<br>本橋 直人  | 臨時委員<br>(文化施設)             | 市民活動推進<br>部長                      | 市職員           | -   |
| おぐり としゆき<br>小栗 俊之  | 臨時委員<br>(放課後児童ク<br>ラブ・図書館) | 文京学院大学<br>教授                      | 施設に関する<br>識見者 | 令和4年6月27日～<br>当該施設の審議終了<br>まで                 |
| みながわ つねはる<br>皆川 恒晴 | 臨時委員<br>(放課後児童ク<br>ラブ)     | こども・元気<br>健康部長                    | 市職員           | -   |
| やまなか のぼる<br>山中 昇   | 臨時委員<br>(図書館)              | 教育部長                              | 市職員           | -   |

(敬称略)

指定管理者選定基準

【施設名】 ふじみ野市立文化施設

|      | 選定基準  | 審査項目(※1) | 審査の視点   | 配点   |
|------|---|----------|---|--|
| 基本事項 | (基本事項)  | (欠格事項)   | ○ 欠格事項に該当していないか。  | 該当する場合は失格  |
|      |   | (書類不備)   | ○ 申請書類等に不備はないか。   | 不備があった場合は、内容により失格  |
|      |   | (基本条件)   | ○ 関係法令等を理解しており、遵守が見込まれるか。<br>○ 必要な資格免許を有しているか。又は確保できる見込みがあるか。   | 確保されない場合は失格  |
| 共通事項 | 1 市民の平等な利用が確保されること  | (1)平等利用  | ○ 事業計画に偏りはないか。<br>○ 特定の個人や団体が優遇される提案ではないか。  | 確保されない場合は失格  |
|      |   | (2)公共性   | ● 公の施設を運営するにふさわしい理念や方針を持っており、現状分析、課題認識は適切か。<br>● 障がい者、高齢者の雇用や男女共同参画に対する配慮がなされているか。<br>● 公の施設の設置目的や市の施策を理解した提案であるか。<br>● 利用者ニーズを捉えるための有効な手法が示され、運営に反映させる仕組みが具体的に提案されているか。<br>● 地域雇用が計画されているか。              | 15   |
| 共通事項 | 2 管理業務の計画書の内容が、施設の効用を最大限に発揮するものであること                            | 施設の有効活用  | ● 地域の特性や施設の特徴を活かし、施設の価値を高めるための新たな提案がなされているか。<br>● サービスの質の向上のための取組は効果的か。<br>● 利用促進、稼働率向上等に向けた取組は効果的か。<br>● 施設の情報発信の提案に工夫が見られるか。<br>● 指定管理業務の事業にて企画された事業実施方針・内容は適切か。<br>● 自主事業計画書の内容が適切で創意工夫が見られ、実現性があるものか。 | 40   |
|      |   |          | (1)物的能力   | ● 団体の経営が安定しており、施設の管理を継続的・安定的に行うことが可能か。<br>● 類似施設等の管理実績があり、成果を上げているか。<br>● 施設の維持・管理を適切に行うための具体的な提案はあるか。<br>● 安全対策について具体的な取組が提案されているか。<br>● 緊急時の対応、体制が組織的になっているか。<br>● 個人情報の保護、情報公開に対する十分な配慮があり、必要な措置を講ずる計画が提案されているか。<br>● 第三者への委託や運営協力体制は適切か。 |
| 共通事項 | 3 管理業務の計画書に沿った管理を安定して行う人員、資産その他の経営の規模及び能力を有しており、又は確保できる見込みがあること | (2)人的能力  |   | ● 団体本部との役割分担や責任体制は明確かつ適切か。<br>● 適切な人員配置、勤務体制が提案されているか。<br>● 労務管理規定を整備するなど、職員の勤務体制や人件費等、職員の適正な労働条件を確保する内容となっているか。<br>● 職員の資質・能力向上を図り、施設を適切に運営するための職員研修が計画されているか。  |
|      |   |          | 事業収支  | ● 提案内容の実施に当たり、効率的で妥当な収入や管理経費となっているか。<br>● 利用料金が適切に設定されているか。<br>● 市負担額の縮減となっているか。<br>● コスト削減の方策が適切かつサービス低下の懸念はないか。  |
| 合計   |   |          |   | 100  |

※1 ○: 必須項目(支障がある場合は失格)

●: 記載内容について配点内で評価する項目

指定管理者選定基準

【施設名】 ふじみ野市立放課後児童クラブ

|          | 選定基準                                       | 審査項目(※1) | 審査の視点  | 配点  |
|----------|--|----------|--|---|
| 基本事項     | (基本事項)                                     | (欠格事項)   | ○ 欠格事項に該当していないか。   | 該当する場合は失格   |
|          |  | (書類不備)   | ○ 申請書類等に不備はないか。  | 不備があった場合は、内容により失格   |
|          |  | (基本条件)   | ○ 関係法令等を理解しており、遵守が見込まれるか。<br>○ 必要な資格免許を有しているか。又は確保できる見込みがあるか。  | 確保されない場合は失格   |
| 共通事項     | 1 市民の平等な利用が確保されること                         | (1)平等利用  | ○ 事業計画に偏りはないか。<br>○ 特定の個人や団体が優遇される提案ではないか。   | 確保されない場合は失格   |
|          |  | (2)公共性   | ● 公の施設を運営するにふさわしい理念や方針を持っており、現状分析、課題認識は適切か。<br>● 障がい者、高齢者の雇用や男女共同参画に対する配慮がなされているか。<br>● 公の施設の設置目的や市の施策を理解した提案であるか。<br>● 利用者ニーズを捉えるための有効な手法が示され、運営に反映させる仕組みが具体的に提案されているか。<br>● 地域雇用が計画されているか。 | 15  |
| 共通事項     | 2 管理業務の計画書の内容が、施設の効用を最大限に発揮するものであること       | 施設の有効活用  | ● 施設の特色を活かし、施設の価値を高めるための新たな提案がなされているか。<br>● サービスの質の向上のための取組は効果的か。<br>● 利用促進、稼働率向上等に向けた取組は効果的か。<br>● 施設の情報発信の提案に工夫が見られるか。<br>● 企画された事業実施方針・内容は適当か。<br>● 自主事業計画書の内容が適切で創意工夫が見られ、実現性があるものか。     | 20  |
|          |  |          | 3 管理業務の計画書に沿った管理を安定して行う人員、資産その他の経営の規模及び能力を有しており、又は確保できる見込みがあること  | (1)物的能力   |
| 共通事項     | 4 管理に係る収支計画書の内容が、施設の管理費用の縮減が図られるものであること    | 事業収支     |  | ● 提案内容の実施に当たり、効率的で妥当な収入や管理経費となっているか。<br>● 利用料金が適切に設定されているか。<br>● 市負担額の縮減となっているか。<br>● コスト削減の方策が適切かつサービス低下の懸念はないか。 |
|          |  |          | 個別事項   | 5 その他施設の目的又は性質に応じて別に定める基準   |
| 関連機関との連携 | ● 関係機関との連携計画は適当か。(学校等の連携によりサービスの向上が期待できるか) |          |  |   |
| 合計       |  |          |  | 100   |

※1 ○:必須項目(支障がある場合は失格)  
●:記載内容について配点内で評価する項目

指定管理者選定基準

【施設名】 ふじみ野市立図書館等

| 選定基準 | 審査項目(※1)  | 審査の視点   | 配点                |
|------|---|---|-------------------|
| 基本事項 | (基本事項)  | (欠格事項) ○ 欠格事項に該当していないか。   | 該当する場合は失格         |
|      |   | (書類不備) ○ 申請書類等に不備はないか。  | 不備があった場合は、内容により失格 |
|      |   | (基本条件) ○ 関係法令等を理解しており、遵守が見込まれるか。<br>○ 必要な資格免許を有しているか。又は確保できる見込みがあるか。  | 確保されない場合は失格       |
| 共通事項 | 1 市民の平等な利用が確保されること  | (1)平等利用 ○ 事業計画に偏りはないか。<br>○ 特定の個人や団体が優遇される提案ではないか。  | 確保されない場合は失格       |
|      | (2)公共性 ● 公の施設を運営するにふさわしい理念や方針を持っており、現状分析、課題認識は適切か。<br>障がい者、高齢者の雇用や男女共同参画に対する配慮がなされているか。<br>公の施設の設置目的や市の施策を理解した提案であるか。<br>利用者ニーズを捉えるための有効な手法が示され、運営に反映させる仕組みが具体的に提案されているか。<br>地域雇用が計画されているか。 | 15  |                   |
| 共通事項 | 2 管理業務の計画書の内容が、施設の効用を最大限に発揮するものであること  | 施設の有効活用 ● 施設の特色を活かし、施設の価値を高めるための新たな提案がなされているか。<br>サービスの質の向上のための取組は効果的か。<br>利用促進、稼働率向上等に向けた取組は効果的か。<br>施設の情報発信の提案に工夫が見られるか。<br>企画された事業実施方針・内容は適当か。<br>自主事業計画書の内容が適切で創意工夫が見られ、実現性があるものか。  | 20                |
|      | 3 管理業務の計画書に沿った管理を安定して行う人員、資産その他の経営の規模及び能力を有しており、又は確保できる見込みがあること   | (1)物的能力 ● 団体の経営が安定しており、施設の管理を継続的・安定的に行うことが可能か。<br>類似施設等の管理実績があり、成果を上げているか。<br>施設の維持・管理を適切に行うための具体的な提案はあるか。<br>安全対策について具体的な取組が提案されているか。<br>緊急時の対応、体制が組織的になっているか。<br>個人情報の保護、情報公開に対する十分な配慮があり、必要な措置を講ずる計画が提案されている。<br>第三者への委託や運営協力体制は適当か。 | 15                |
| 共通事項 | 4 管理に係る収支計画書の内容が、施設の管理費用の縮減が図られるものであること   | (2)人的能力 ● 団体本部との役割分担や責任体制は明確かつ適当か。<br>適切な人員配置、勤務体制が提案されているか。<br>労務管理規程を整備するなど、職員の勤務体制や人件費等、職員の適正な労働条件を確保する内容となっているか。<br>職員の資質・能力向上を図り、施設を適切に運営するための職員研修が計画されているか。   | 20                |
|      |   | 事業収支 ● 提案内容の実施に当たり、効率的で妥当な収入や管理経費となっているか。<br>利用料金が適切に設定されているか。<br>市負担額の縮減となっているか。<br>コスト削減の方策が適切かつサービス低下の懸念はないか。  | 20                |
| 個別事項 | 5 その他施設の目的又は性質に応じて別に定める基準   | 近隣との協調性 ● 地域で親しまれる施設として、運営において近隣住民や施設への配慮があるか。<br>他の施設と連絡調整を図りながら円滑な運営を行う事ができるか。  | 10                |
| 合計   |   |   | 100               |

※1 ○: 必須項目(支障がある場合は失格)

●: 記載内容について配点内で評価する項目